

令和7年 第8回

定例総会 会議録

志布志市農業委員会

令和7年第8回 志布志市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和7年8月22日(金)						
招集の場所	志布志市役所有明庁舎 3階会議ホール						
開閉会の日時 及び宣言	開会	令和7年8月22日 午前9時30分					
	閉会	令和7年8月22日 午前10時54分					
応(不応)招 委員並びに 欠席委員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別	
○出席	1	上野 克比古	×	11	神宮司 順子	○	
×欠席	2	福岡 裕幸	○	12	畠山 豊子	○	
△不応招 公 公務欠席	3	山迫 洋一	○	13	宮脇 茂樹	○	
	4	萩迫 修作	○	14	平井 利昭	○	
	5	吉野 寅三	○	15	坪山 博志	○	
	6	坂中 則雄	○	16	平川 真由美	○	
	7	柳井 義郎	○	17	福岡 剛	○	
	8	宮脇 勇	○	18	中之内 瑞穂	○	
	9	隈元 健二	○	19	小園 広行	○	
	10	桟山 信彦	○	20	福留 幸嘉	○	
会議録署名委員	席番 19番	小園 広行	席番 20番	福留 幸嘉			
職務のため出席 した者職氏名	事務局長	高野	事務局次長	黒石			
	主幹兼農地GSL	宮島	主幹兼農地GSL	杉原			
	主事補	河野	主事補	花木			
委員会日程名	別紙のとおり						

農地利用最適化推進委員

番号	氏名	出欠の別	番号	氏名	出欠の別
1	脇田 廣昭	×	9	坪田 則義	×
2	工藤 雅彦	×	10	大田 唯春	×
3	嶽 利浩	○	11	本田 浩昭	×
4	今市 光則	×	12	春田 豊美	×
5	池袋 良子	○	13	圓福 悟	○
6	谷宮 誠實	×	14	垣内 りえ子	×
7	下山 重治	×	15	竹吉 雄二	×
8	道山 幸治	×	16	山下 直樹	×

会議に付した 事 件	<p>議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第50号 農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について</p> <p>議案第51号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第53号 非農地証明願の承認について</p> <p>議案第54号 農用地利用集積等促進計画（案）の承認について</p> <p>議案第55号 地域農業経営基盤強化促進計画変更（案）に係る意見について</p>
---------------	--

議長	萩迫	<p>ただいまから、令和7年第8回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>上野委員から欠席の、福岡裕幸委員から遅参の届出がございました。</p> <p>また、本日出会を要請しておりました農地利用最適化推進委員のうち、脇田推進委員から欠席の届出がございました。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。</p> <p>志布志市農業委員会、会議規則第24条の規定により、席番19番、小園委員と、席番20番、福留委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。</p> <p>日程第2、会期の決定についてを議題といたします。</p> <p>お諮りします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		よって、会期は本日1日限りと決定いたします。
		日程第3、休会中の報告を行います。
		最初に、あっせんの経過につきまして、山迫委員の報告をお願いいたします。
委員	山迫	○○さんの分でございますけど、やっと目途は立つようになりました。引き続き活動をしていきたいと思っております。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。
委員	福岡裕幸	次に、福岡裕幸委員の報告をお願いいたします。
議長	萩迫	会長から依頼のありました○○さんの分ですが、継続して今、あっせん活動をしています。引き続き、活動をしていきたいと思います。
事務局	黒石	はい、ご苦労さまでした。
		次に、脇田委員の報告を2件まとめてお願いいたします。
		令和7年4月総会で依頼のありました○○さんの田のあっせん及び令和7年7月総会で依頼のありました○○さんの田のあっせんですが、脇田委員から欠席の連絡がありました。
		事務局に活動経過について連絡がありましたので、代わりまして報告いたします。
		現在、買い手を探しているものの、決定にはいたっていないため、引き続き活動を継続していくとのことでした。以上で報告を終わります。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。
委員	柳井	次に、柳井委員の報告をお願いいたします。
議長	萩迫	5月の総会で依頼のありました○○さんの件ですが、現在も活動中であります。以上報告を終わります。
委員	宮脇勇	はい、ご苦労さまでした。
議長	萩迫	次に、宮脇勇委員の報告をお願いいたします。
		6月の総会で依頼のありました○○さんの分ですが、なかなか金額が折り合わず、引き続き活動して参ります。
		はい、ご苦労さまでした。

委員	平川	次に、平川委員の報告をお願いいたします。 7月の総会で会長より依頼のありました〇〇さんの分です。 買い手を一応探し、今検討されているところで、現在、返事を待っているところです。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。 次に、私の関係分について報告いたします。 8月1日、事務打合せを、8日、議案打合せをそれぞれ事務局にて行いました。以上で、報告を終わります。 次に、日程第4、議案第49号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。 まずは、5ページ、番号60番について審議いたします。番号60番は、令和7年第7回定例総会のあっせん成立番号5番で報告のあった許可申請であります。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。 次に、番号61番について審議いたします。番号61番は、令和7年第7回定例総会のあっせん成立番号6番で報告のあった許可申請であります。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。 次に、6ページ、番号62番について審議いたします。番号62番の譲受人である〇〇さんは、志布志市外に居住されているため、本日の総会に出席を要請してございます。
		本日は、〇〇さんが来られておりますので、〇〇さんの入室を許可いたします。
会場		(〇〇氏 入室)
議長	萩迫	それでは、事務局の報告をお願いいたします。
事務局	宮島	それでは議案第49号、農地法第3条の規定による許可申請の番号62番について、ご説明申しあげます。議案書は、6ページです。 まず譲渡人は、志布志市有明町野神〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん、66歳で、譲受人は、肝属郡東串良町池之原にお住まいの〇〇さん、25歳です。 申請地は、記載されているとおりでございますが、畠が3筆で10,552m <sup>2</sup> です。 申請地の場所でございますが、有明町野神にある立本公民館から市道立本草野1号線を北東に700m進み左折し、市道針山下原線を北に680m進んだ

		右手及び左手に位置します。
		○○さんは、確認したところ認定農業者ではないため、本日ご出席いただいております。詳細につきましてはお尋ねいただければと思います。
		○○さんの農業経営につきましては、総会資料5ページのとおりでございますが、申請地には甘藷、キャベツを作付けすることです。
		また、トラクター3台、耕耘機1台を所有しています。
		申請事由は、譲渡人につきましては労力不足、譲受人につきましては新規就農でございます。
		以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。
		ご審議方、よろしくお願ひいたします。
議長 委員	萩迫 平川	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。初めまして、野神を担当しています平川と言います。
会場	○○	昨日ですね、現地の方を確認させていただきました。東串良より大分遠いと思いますけど、どのぐらい時間かかりますか。
議長	萩迫	15分から20分ぐらいです。
会場	委員	他にご意見ございませんか。
議長	萩迫	(会場 なし)
会場		他にご意見もないようですので、○○さんには、ここで退席いただきます。お忙しいところ、ありがとうございました。
議長	萩迫	(○○さん 退席)
会場	委員	他にご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
議長	萩迫	(会場 異議なし)
会場	委員	異議なしと認めます。
事務局	宮島	次に、番号63番について、審議いたします。
		それでは、事務局の報告をお願いいたします。
		それでは、議案第49号、農地法第3条の規定による許可申請の番号63番について、ご説明申しあげます。議案書は、6ページです。
		まず譲渡人は、大阪府四條畷市にお住まいの○○さん、47歳で、譲受人は、曾於郡大崎町菱田にお住まいの○○さん、67歳です。
		申請地は、記載されているとおりでございますが、田が1筆で4,446m <sup>2</sup> です。
		○○さんは、確認したところ認定農業者ではありませんが、親子間の贈与と受贈のため、本日は、お呼びしておりません。
		申請地の場所でございますが、有明町蓬原にある元JAあおぞら総合福祉センターから市道平山・普現堂1号線を南東へ230m進み、同市道と市道上大久保・西大久保線の交差点を右折し、市道上大久保・西大久保線を南西へ180m進み、同市道と市道グリーンロード志布志線の交差点を右折し、市道グリーンロード志布志線を南西へ80m進んだ左側に位置します。
		○○さんの農業経営につきましては、総会資料6ページのとおりでござい

		<p>ますが、申請地には水稻を作付けすることです。</p> <p>また、トラクター、耕うん機、軽トラックをそれぞれ1台ずつ所有しています。なお、通作距離は、自宅から車で約3分とのことです。</p> <p>申請事由は、譲渡人につきましては贈与、譲受人につきましては受贈でございます。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号64番について審議いたします。番号64番は、〇〇委員に關係がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇〇委員には、ここで退席をお願いいたします。
会場		(〇〇委員 退席)
議長	萩迫	それでは、池袋委員の報告をお願いいたします。
委員	池袋	会長より依頼のありました番号64番を報告いたします。
		譲渡人は、松山町尾野見桃木自治会にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、松山町尾野見下中村自治会にお住まいの〇〇さんです。
		申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、県道柿木志布志線の柳橋のところから左へ、中村集落へ繋がる上り坂を登った左に1917番3が一筆、そこから中村工務店の方向へ向かい、工務店の前から、50m進んで左へ150m進むと福留自動車前の道路に繋がります。その道を左へ450m進んだ左の畑道へ40m進むと、1946番4が一筆、本線に戻り、200m進むと、山下昭一さん宅前の十字路を経て、それを左へ、曲瀬方向へ250m進んだ左側の道路沿いに2127番2があり、さらに、曲瀬方向へ400m行ったところから右折して、100m先の右に2042番3があります。
		2671番1は、県道柿木志布志線の中原住宅下から尾野見伊崎田線を進み、農Life前から400m進んだところから右折し、200m先を左へ100m進んだ左側に2671番1があります。
		譲受人宅から、5分から10分のところにあります。
		〇〇さんは、認定農業者であり、奥さんと従業員7人で、甘藷を主に栽培しております、申請地には、甘藷を作付する予定とのことです。
		また、トラクター6台、タイヤショベル、普通トラック3台、軽トラック2台を保有しています。
		以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。
		ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。
会場		(〇〇委員 入室)
議長	萩迫	次に、7ページ、番号 65 番について審議いたします。それでは、山迫委員の報告をお願いいたします。
委員	山迫	<p>会長より依頼のありました番号 65 番を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志町安楽にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志町内之倉にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、森山小学校から東へ1km行った左側のところです。〇〇さん宅のすぐ家の隣になります。譲受人宅から1分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、奥さんと2人で、畜産を主にしていらっしゃいます。</p> <p>申請地には、牧草を作付する予定とのことです。</p> <p>また、トラクター2台、軽トラック、牧草収穫機一式を保有しています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号に該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
会場		次に、番号 66 番について、審議いたします。
議長		それでは、吉野委員の報告をお願いいたします。
委員	吉野	<p>会長より依頼のありました番号 66 番を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志町内之倉にお住まいの〇〇さん。</p> <p>譲受人は、志布志町志布志にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所ですが、県道志布志日南線を、出水中学校先の小岩屋モータースがありますが、その三差路を左折して、上に上がっていきますと十文字団地に入ります。その北側中央部に上野製材から入ってくる道路の真ん中のところに、記念碑ができておりますがその記念碑から東側へ、3番目の左側の土地になります。</p> <p>譲受人宅からは、概ね12、3分かかりますが、実家のある池野からは2分ぐらいのところにあります。</p> <p>〇〇さんは、認定農業者で奥さんと両親で、甘藷を主に栽培されて、この場所も青果用甘藷が作付けされています。</p>

		また、トラクター6台他、農業機械一式を保有しています。
		この土地は、〇〇さんが20年ぐらい前から借りて甘譜を作付けされておりましたが、今回、〇〇さんより買ってくれないかというお願ひがあり、今回の3条申請になったところでございます。
		以上のことにより、農地法第3条第2項各号に該当しないため、3条の適格者と思われます。ご審議方、よろしくお願ひいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、8ページ、番号67番について、審議いたします。
		それでは、平川委員の報告をお願いいたします。
委員	平川	会長より依頼のありました番号67番を報告いたします。
		譲渡人は、有明町蓬原〇〇番地にお住まいの〇〇さん、60歳。
		譲受人は、同じく蓬原〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん、47歳です。
		申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請事由は、農業の廃止、新規就農であります。
		申請地の場所は、有明町野神校区内にあるJAあおぞら給油所より、東の重田方面へ1km進んだところを右折し、そこから50m進んだ左に位置します。給油所から、皆さんもご存じだと思うんですが、宇都山を見たときに、太陽光が広がっています。そのふもとに、〇〇さんの鶏舎があり、その鶏舎の横になります。譲受人宅からは1分のところです。
		〇〇さんは、新規就農で妻と2人で、今回、〇〇さんより、鶏舎も譲っていただきて、経営をするということでした。
		その鶏舎の手前になる農地が今回のこの3条申請です。
		そこには、新規就農なので、今は甘譜を作付けする予定ですが、甘譜を作付けするまでは、〇〇さんの方が牧草を作付けし荒らさないようにしてそれから甘譜の時期に作付けを手伝うということでした。
		〇〇さんは、営農計画書、5年以上継続して耕作する旨の誓約書がついています。
		指導としては、許可後、申請地を他人に貸したり、農地以外に使用することができないことを指導させていただきました。
		〇〇さんは、鶏舎のところに、にわとりの見張り番兼住居としての2階建ての建物が建っています。そこに現在2人で住んでいらっしゃいました。
		以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。
		ご審議方、よろしくお願ひいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)

議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号 68 番について、審議いたします。
		それでは、小園委員の報告をお願いいたします。
委員	小園	会長より依頼のありました番号 68 番を報告いたします。
		譲渡人は、志布志市有明町蓬原にお住まいの〇〇さんです。
		譲受人は、志布志市志布志町志布志にお住まいの〇〇さんです。
		申請地は、議案書 8 ページ、総会資料は 11 ページから 12 ページに記載されているとおりです。
		申請地の場所は、志布志市本庁舎より、国道 220 号線を鹿屋方面へ 3.2 km 進み、尚志館高校前を右折、市道一丁田宇都鼻線を 4.8 km 進み左折、市道大久保東中組線を、900m 進んだ左側筋に入った右手に位置します。
		譲受人宅からは、車で 25 分ぐらいのところにあります。
		〇〇さんは、認定農業者ではありませんが、ご夫婦で、志布志市内でお寿司屋さんを営まれており、野菜づくりは初めてとのことでした。
		申請地には、ピーマン、キュウリ、ナス等を作付する予定とのことです。
		また、農機具等はなく、手作業での耕作で行われるということでした。
		5 年以上継続して耕作する旨の誓約書がありましたが、5 年以上継続して耕作されるよう、また、畑の目的以外に使用しないことをお願いしたところでした。
		以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また、周辺の状況からも支障はないと思われます。
		ご審議方、よろしくお願いいいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号 69 番について、審議いたします。
		それでは、平井委員の報告をお願いいたします。
委員	平井	会長より依頼のありました番号 69 番を報告いたします。
		譲渡人は、志布志市有明町蓬原にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市有明町蓬原にお住まいの〇〇さんです。
		申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、宇都中線を志布志方面へ行くと、JAあおぞらライスセンターがあり、そこから 200 m 進んだ右手に位置します。譲受人宅から車で 3 分のところにあります。
		〇〇さんは、認定農業者ではありませんが、本人と奥さんと息子夫婦で、かぼちゃと水稻を栽培しており、申請地にもかぼちゃを作付する予定とのこ

		とです。また、トラクター2台を保有しております。
議長	萩迫	以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。
会場	委員	ご審議方、よろしくお願ひいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
会場	委員	次に、9ページ、番号70番と、番号71番につきましては、譲受人が同一でありますので、一括して報告を受け、審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。
議長	萩迫	(会場 異議なし)
会場	委員	異議なしと認めます。
議長	萩迫	よって、番号70番と番号71番につきましては、一括して報告を受け、審議することといたします。
委員	宮脇勇	それでは、宮脇勇委員の報告を2件まとめてお願ひいたします。
		会長より依頼のありました番号70番と番号71番を報告いたします。
		まず、番号70番の譲渡人は、有明町原田中須自治会にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、有明町原田中須自治会にお住まいの〇〇さんです。
		申請地は、議案書に記載されているとおりで、親子間による贈与と受贈です。
		申請地の場所は、そお街道沿いのファミリーマート野神店から南の方向へ行きますとラーメン秀があります。ラーメン秀から南へ500m行き左折し、600m行き左折、100m行くと〇〇さんの自宅があります。
		自宅を起点に、北側の畜舎となりになりますが、2005番1と2007番1の畑があり、自宅から東へ800m行き左折、300m行ったところに、1300番2と1301番1の田があります。自宅からは5分以内のところにあります。
		次に、番号71番の譲渡人は、有明町原田中須自治会にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、先ほど番号70番と同じく〇〇さんです。
		申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、自宅から東へ350m行き左折、200m行った右手に、1952番1と2の田があり、自宅から西へ100mのところに、1997番1と2があり、1302番2の田は先ほどの田の手前の3枚目のところになります。1020番2は、そこから西へ800m行ったところにあります。
		譲受人宅からは、車で5分以内にあるところです。
		〇〇さんは、1人で、牧草とWCSを主に栽培しており、申請地には、牧草とWCSを作付することです。
		また、トラクター4台、軽トラック1台と、牧草を管理する機械を一式保有しております。

		以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方、よろしくお願ひいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。はじめに、番号70番につきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
会場	委員	次に、番号71番につきまして、何かご意見ございませんか。
議長	萩迫	(会場 なし)
会場	委員	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
議長	萩迫	(会場 異議なし)
会場	委員	異議なしと認めます。
議長	萩迫	次に、10ページ、番号72番について、審議いたします。
委員	畠山	それでは、畠山委員の報告をお願いいたします。
		会長より依頼のありました番号72番を報告いたします。
		譲渡人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。
		譲受人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地にあります〇〇有限会社 代表取締役 〇〇さんです。
		申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、有明町蓬原の旧JAあおぞら蓬原出張所から南へ200m進み、川野ピアノ教室がありますが、そちらへ入るT字路交差点から45m進んだ右側に位置します。
		法人事務所から車で6分ほどのところにあります。
		〇〇有限会社は、農地所有適格法人で、代表者と従業員10名で、お茶を主に栽培しており、申請地には、お茶が作付けされており、そのままお茶を栽培するということです。
		また、茶の栽培機械一式と製造工場を持っていらっしゃって、また、トラクター3台を所有しているということでした。
		以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周辺の状況からも支障はないと思われます。ご審議方、よろしくお願ひいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号73番と、11ページ、番号74番につきましては、譲受人が同一

会場 議長	委員 萩迫	でありますので、一括して報告を受け、審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。 (会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって、番号 73 番と番号 74 番につきましては、一括して報告を受け、審議することといたします。
委員	畠山	それでは、同じく、畠山委員の報告を 2 件まとめてお願いいいたします。 会長より依頼のありました番号 73 番と番号 74 番を報告いたします。 まず、番号 73 番の譲渡人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地〇にあります株式会社〇〇 代表取締役 〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、県道宮ヶ原大崎線、523 号線ですが、それ沿いの蓬原小学校から、菱田方面へ 200m 進んだところの交差点を西に曲がり、40m 先の左側に位置します。 法人事務所から車で 1、2 分のところにあります。 次に番号 74 番の譲渡人は、志布志市有明町野神〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、先ほどの番号 73 番と同じく株式会社〇〇 代表取締役 〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、大崎の方から広域農道通称そお街道ですが、有明町野神にある曾於地区森林組合の前に、Y 字路分岐点がありますが、そちらを左側の方へ進み、そのまままっすぐ 1.3 km ほど進んだ右側に位置します。 法人事務所から車で、約 10 分のところにあります。 株式会社〇〇は、農地所有適格法人で代表者と 3 名で、お茶や野菜を栽培しております、申請地には、茶が作付されていますので、そのまま茶を栽培することです。 また、農機具関係では、茶の栽培に必要な機械類一式と、トラクター 2 台を保有しています。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。はじめに、番号 73 番につきまして、何かご意見ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。
会場 議長	委員 萩迫	次に、番号 74 番につきまして、何かご意見ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。

会場 議長	委員 萩迫	ございませんか。 (会場 異議なし) 異議なしと認めます。 次に、番号 75 番について、審議いたします。 それでは、平川委員の報告をお願いいたします。
委員	平川	会長より依頼のありました番号 75 番を報告いたします。 譲渡人は、有明町野神〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん、64 歳、譲受人は、有明町野神〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん、35 歳です。 申請地は、議案書に記載されているとおりで、相手方の要望と新規就農になります。 申請地の場所は、野神校区のそお街道沿いにあります堀口製茶工場より西へ 4 km 進むと宮下入口に着きます。その宮下入口から左折、大崎方面へ進むと通称どんぶり坂というところがあるんですが、そこを上がって、すぐ右折し、そこから 800m 進んだところを右折したところになります。 譲受人宅の前になります。 〇〇さんは、新規就農者で、父親と 2 人でサカキを主に栽培されており、申請地にもサカキを作付けされることです。 また、トラクターを 1 台保有されています。 新規就農のための営農計画書、5 年以上継続して耕作する旨の誓約書が添付されています。 指導として、宅地の横にあるために、許可後は、申請地を他人に貸したり、農地以外の目的に使用することは原則できることをお話しました。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。
議長	萩迫	ご審議方、よろしくお願いいいたします。
会場 委員 議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。
		次に、番号 76 番について、審議いたします。番号 76 番につきましては、区分地上権設定に係る案件でございますが、農地法第 5 条による一時転用許可との関連があるため、後ほど審議いただきます農地法第 5 条の規定による許可申請との同時申請となっております。
事務局	花木	本案件は、前回、令和 5 年第 4 回定例総会におきましても農地法第 3 条及び第 5 条の同時申請で審議、議決いただきました案件の更新に係る申請でございますが、2 議案に関連する案件でございますので、審議に先立ち事務局の補足説明を求めます。
		議案第 49 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の番号 76 番につきましてご説明申し上げます。また、後ほどご審議いただく議案第 52 号、農地法

	<p>第5条の規定による許可申請の番号30番についても関連がございますので、併せてご説明申し上げます。</p> <p>本案件は、営農型太陽光発電に伴う申請で、5条の一時転用申請と3条の区分地上権設定の申請となります。当初、平成28年に許可が出ていた場所で、3回目の更新の申請です。</p> <p>総会資料の35ページをご覧ください。</p> <p>営農型太陽光発電とは、農地に支柱を建てて、営農を適切に継続しながら農地の上の空間に太陽光発電設備を設置することにより、農業と発電を両立する発電方法ですが、この場合、太陽光パネルを支える支柱部分については、一時転用許可が必要となります。あくまでも一時的な転用扱いであり、3年ごとに更新が必要です。</p> <p>今回の申請地には、アシタバが作付けられており、太陽光発電設備の設置者は株式会社〇〇、アシタバの耕作者は、土地所有者である〇〇さんです。太陽光発電設備の設置者と耕作者が異なる場合は、区分地上権を設定するための3条申請が必要となります。総会資料35ページ右の図になりますが、通常の地上権ではなく区分地上権となるのは、地表付近の営農部分は、土地の所有者が耕作のために使用し、頭上のソーラーパネル部分は、発電事業者が使用することから、それぞれが使用の権利を持つこととなるため、空間を区分する権利設定であり、農地法第3条第2項のただし書きに該当することから、全部効率利用要件などの要件を満たす必要はございません。</p> <p>なお、農業委員会は3条の区分地上権の許可を行うときは、5条の県知事許可と同じ日付で行うこととなっております。以上で説明を終わります。</p> <p>はい、ご苦労さまでした。引き続き、嶽委員の報告をお願いいたします。</p> <p>会長より依頼のありました番号76号を報告いたします。</p> <p>今回の申請は、区分地上権の設定で、転用は後程5条で審議されますが、一時転用と同時申請となっております。</p> <p>今、事務局から説明があったように、皆様のお手元に資料があると思いますが、営農型の発電施設を設置するための区分地上権設定の農地法第3条許可の判断については、農地法第3条第2項のただし書きに相当するため、農地法第3条第2項各号の要件を満たす必要はありません。</p> <p>権利が設定されている農地及び周辺の農地の営農に影響がないか、権利者の同意を得ているか確認することとなっております。</p> <p>よって、次のとおり報告させていただきます。</p> <p>区分地上権設定を行う者は、松山町新橋〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、区分地上権者は、都城市志比田町〇〇番地〇にあります株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。</p> <p>申請地は、議案書に記載されているとおりですが、申請地の場所は、志布志市役所松山支所から、県道110号線塗木大隅線を泰野方向へ約3km進むと左手に半下石建設があり、三差路があります。そこを左折し、市道53号線中山豊留線を約1.4km進んだところを左折し、農道を300m進んだところの左手にあります。〇〇さん宅の目の前です。</p>
--	---

		8月6日に、現地調査に同行いたしまして、現地を確認しましたが、アシタバは現状植え付けをされており、9月から10月ごろに収穫されて〇〇に出荷されるとのことです。
		また、申請地の周辺は、甘藷が作付されており、この場所は、一段高くなっています、周りへの影響はないと思われます。
		ご審議方、よろしくお願ひいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		なお、今回の区分地上権設定に係る許可日につきましては、後ほど審議いただきます農地法第5条による一時転用に係る許可日と同日付で処理する必要があることから、農地法第5条案件の許可日となりますので、ご承知ください。
		次に、12ページ、番号77番について、審議いたします。
		それでは、隈元委員の報告をお願いいたします。
委員	隈元	会長より依頼のありました番号77番を報告いたします。
		譲渡人は、志布志市松山町尾野見にお住まいの〇〇さん、78歳です。
		譲受人は、志布志市松山町尾野見にお住まいの〇〇さん、53歳です。親子です。
		申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、県道塗木大隅線から、市道大野稻ヶ迫線に入り、800m行った十字路から、左へ250m行った右側の畑です。左側は、〇〇さんの牛舎です。
		譲受人宅からは、3分のところにあります。
		〇〇さんは、認定農業者であり、夫婦で繁殖牛48頭と、WC S17ha、牧草4.8haを栽培しており、申請地には、飼料を作付する予定とのことです。
		また、トラクター4台、田植え機1台、トラック等車4台、牧草関係の機械はすべてそろっています。
		以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。
		ご審議方、よろしくお願ひいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号78番と番号79番につきましては、譲受人が同一でありますので、一括して報告を受け、審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって、番号 78 番と番号 79 番につきましては、一括して報告を受け、審議することといたします。 それでは、脇田委員の報告を 2 件まとめてお願いいいたします。
事務局	花木	脇田委員に代わりまして、番号 78 番と番号 79 番を報告いたします。 まず、番号 78 番の譲渡人は、志布志町帖にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、松山町新橋にお住まいの〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、市役所松山支所より、広域農道へ進み、末吉方面へ 1.6 km のところに、河床集落やそおクリーンセンターへ入る市道が出てきます。斜め左方向へ進み、1 km のところに豊留興業のシラス採集場があります。その 50m 手前に右に入る農道があり、そこから 150m 進んだ左側の田です。譲受人宅より、車で 1 分のところにあります。 次に、番号 79 番の譲渡人は、志布志町帖にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、先ほどの番号 78 番と同じく〇〇さんです。
		申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の河床 2353 番 1 の田は、番号 78 番の田よりさらに 150m 進んだ右側のところです。 次に、牧ノ段 2303 番 2 の畑ですが、番号 78 番と同じルートですが、河床集落やそおクリーンセンターへ入らず、そのまま末吉方面へ 500m 進んだ左手にやっちはく松山藩河床陣屋があります。その 50m 手前に右に入る農道があります。そこから 50m 入った右側にあります。 譲受人宅より、車で 1 分のところにあります。
		〇〇さんは、認定農業者であり、奥様とお母様の 3 人で、甘藷、大根、水稻を主に栽培しており、申請地にも、水稻、甘藷等を作付する予定です。 また、トラクター 3 台、甘藷ハーベスター、田植え機、コンバイン等を保有しています。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。はじめに、番号 78 番につきまして、何かご意見ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。
会場 議長	委員 萩迫	次に、番号 79 番につきまして、何かご意見ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。

会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第4、議案第49号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第5、議案第50号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についてを議題といたします。</p> <p>14ページ、番号5番を審議いたします。現地を調査された中之内委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	中之内	<p>会長より依頼のありました議案第50号、番号5番について報告いたします。</p> <p>調査日は、8月6日、調査員は、吉野委員、圓福委員と、私、事務局より1名、農政畜産課より1名です。</p> <p>申請人は、有明町蓬原〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>立会人は、行政書士の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりでございます。</p> <p>場所ですが、JAあおぞらの旧西部支所から市道重田岩屋線を東へ約800m進み右折、市道西中野東原線を200m進んだ左手に位置しています。</p> <p>用途区分変更の目的ですが、隣接地の養鶏場の資材を収納する倉庫がなく、申請地に倉庫を令和2年に建築したということで、今回、始末書付きでの申請となっております。</p> <p>また、この申請地の後ろが先ほどの3条申請、番号67番で、報告がありました地番2313番3について、焼却用の穴が約10m×10m、深さ2mぐらいの穴があったため、ここを埋め戻すよう指導しております。</p> <p>申請地の農地区分は、農用地区域内農地であり、農用地利用計画で指定された用途に供する場合は、転用の許可も可能でございます。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、用途区分の変更をしても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし)
会場 議長	委員 萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。用途区分の変更を認めることに、ご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし)
		異議なしと認めます。
		<p>よって日程第5、議案第50号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見については、計画変更を認めるよう市長に提出することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第6、議案第51号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>まずは、16ページ、番号8番を審議いたします。現地を調査された吉野委員の報告をお願いいたします。</p>

委員	吉野	<p>議案第 51 号、番号 8 番について報告いたします。</p> <p>調査日は、8 月 6 日、調査員は、中之内委員、圓福委員と私、吉野です。</p> <p>申請人は、蓬原上馬場自治会にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>立会人は、行政書士の〇〇さんと、〇〇さん本人でございました。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等は、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。</p> <p>場所は、蓬原の馬場簡易郵便局から県道志布志有明線を約 120m 進んだ左手の 40m 奥に位置します。</p> <p>転用目的は、農業用車庫及び倉庫です。</p> <p>排水は、今のところ自然排水でありましたけれども、ここに隣の畑の地下に排水パイプを埋めて排水をするという許可を受けておられるところでございます。</p> <p>農地区分は 10ha 以上の広がりもなく、土地改良事業も入っていないため、第 2 種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一一致を見ました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号 9 番を審議いたします。番号 9 番は、先ほどの議案第 50 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号 5 番で審議されましたところの 4 条申請でございます。
		これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		よって、日程第 6、議案第 51 号、農地法第 4 条の規定による許可申請については、転用を認めるよう県知事に進達することに決定いたしました。
		次に、日程第 7、議案第 52 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題とします。
		まずは、18 ページ、番号 27 番を審議いたします。現地を調査された圓福委員の報告をお願いいたします。
委員	圓福	議案第 52 号、番号 27 番について報告をいたします。
		調査日は、8 月 6 日、調査員は、吉野委員、中之内委員と私、圓福、事務局から 1 人です。
		譲渡人は、有明町野井倉にお住まいの〇〇さんです。

		<p>譲受人は、志布志町安楽にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>立会人は、行政書士の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等についてはそれぞれ議案書及び総会資料のとおりです。</p> <p>申請地の場所につきましては、尚志館高校から市道高尾山ノ上線を西に450m進み右折、市道中村線を100m進んだ右側に位置します。</p> <p>転用目的は、一般個人住宅です。</p> <p>家庭用排水につきましては、通山地区集落排水施設への接続です。雨水につきましては、市道の側溝へ排水することです。</p> <p>申請地の農地区分は、10ha以上の農地の広がりがあるため、第1種農地に該当します。第1種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周囲部に位置し、農地転用許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われます。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題はないとの意見の一一致を見ました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号 28 番を審議いたします。現地を調査された吉野委員の報告をお願いいたします。
委員	吉野	<p>議案第 52 号、番号 28 番について報告いたします。</p> <p>調査日は、8月6日、調査員は、中之内委員、圓福委員と私、吉野です。</p> <p>譲渡人は、有明町蓬原上馬場自治会にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、有明町山重の芝用住宅にお住まいの〇〇さんです。娘さんになります。</p> <p>立会人は、行政書士の〇〇さんと、お父さんの〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。</p> <p>場所ですが、蓬原の馬場簡易郵便局から、県道志布志有明線を約 120m進んだ右手に位置します。〇〇さんの家の向かい側になります。</p> <p>目的は、一般住宅です。</p> <p>排水は、両側に県道と市道がありまして、どちらも側溝が通っておりますので、問題ないです。</p> <p>この土地は、平成 25 年に3条申請で〇〇さんが取得された土地でございましたが、茶を植えるにも狭いし、一般作物を植えるにも問題がありましてそのままになっており、今回、娘さんの住宅への転用をすることになったところです。</p> <p>10ha以上の広がりもなく、土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当いたします。以上のことにより、調査員協議の結果、</p>

		農地転用しても問題ないとの意見の一一致を見ました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号 29 番を審議いたします。番号 29 番は、令和 7 年第 3 回定例総会の議案第 19 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号 2 番で審議されましたところの 5 条申請でございます。
		これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、19 ページ、番号 30 番を審議いたします。番号 30 番は、先ほどの議案第 49 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に係る番号 76 番で審議されましたところの 5 条申請でございます。現地を調査された嶽委員の報告をお願いいたします。
委員	嶽	議案第 52 条、番号 30 番について報告いたします。
		調査日は、8 月 6 日、調査員は、平井委員、福留委員と私、嶽と事務局 1 名です。
		貸人は、志布志市松山町新橋〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。
		借人は、都城市志比田町〇〇番地〇にあります株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。
		立会人は、行政書士の〇〇さんでした。
		申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。
		場所は、志布志市役所松山支所から県道 110 号線塗木大隅線を泰野方向へ約 3 km 進むと、左手に半下石建設がある三差路があります。そこを左折し、市道 53 号線中山豊留線を約 1.4 km 進んだところを左折し、農道を約 300m 進んだところの左手にあります。〇〇さん宅の目の前です。
		転用目的は、営農型太陽光発電施設設置のための一時転用です。
		排水は、圃場周りの側溝に流すことでした。
		隣接地に支障があると思われる場合は、土壌などで土留工事を行うとのことです。
		営農型として、アシタバは強い日差しに弱いらしく、日陰で成長するため、ちょうどよい生育環境となるらしいとのことでした。
		申請地の農地区分は、農用地区域内にある農地のため、農用地区域内農地

		に該当します。農用地区域内農地の農地転用は原則不許可ですが、今回の転用は、農地転用が許可できる場合の一時転用に該当します。
議長	萩迫	以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。
会場	委員	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場		(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号 31 番と番号 32 番につきましては、借人が同一でありますので、一括して報告を受け、審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		よって、番号 31 番と番号 32 番につきましては、一括して報告を受け、審議することといたします。
委員	福留	それでは、福留委員の報告を 2 件まとめてお願ひいたします。
		議案第 52 号、番号 31 番と番号 32 番について報告いたします。
		はじめに、番号 31 番ですが、調査日は、8 月 6 日、調査員は、平井委員、嶽委員と私、福留です。
		貸人は、志布志市松山町新橋にお住まいの〇〇さんです。
		借人は、京都府京都市伏見区にある〇〇株式会社 代表取締役 〇〇さんです。
		立会人は、株式会社〇〇の〇〇さんでした。
		申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。
		場所は、志布志市役所松山支所を大隅方面に走り、1 つ目の信号を左折、そお街道を志布志方面に 1.7 km 進んだ左手です。
		転用目的は、太陽光発電施設です。
		排水は、浸透性の防草シートを張り、山の方へ流すとのことです。
		申請地の農地区分は、10ha 以上の広がりもなく、土地改良事業も入っていないため、第 2 種農地のその他の農地に該当します。
		次に、番号 32 番ですが、調査日は、8 月 6 日、調査員は、平井委員、嶽委員と私、福留です。
		貸人は、志布志市松山町泰野にお住まいの〇〇さんです。
		借人は、京都府京都市伏見区にある〇〇株式会社 代表取締役 〇〇さんです。
		立会人は、株式会社〇〇の〇〇さんでした。
		申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。
		場所は、泰野の内々野公民館から、県道柿木志布志線を 50m 進み左折し、

		1.6 km進んだ右手です。 転用目的は、太陽光発電施設です。 排水は、浸透性の防草シート張り道路側の側溝に流すとのことです。 申請地の農地区分は、10ha 以上の広がりもなく、土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当します。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一一致を見ました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。はじめに、番号 31 番につきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
会場	委員	次に、番号 32 番につきまして、何かご意見ございませんか。
議長	萩迫	(会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
会員	平川	次に、20 ページ、番号 33 番を審議いたします。現地を調査された平川委員の報告をお願いいたします。 議案第 52 号、番号 33 番について報告いたします。 調査日は、先月の 7 月 7 日、調査員は、柳山委員、谷宮委員と私、平川です。 譲渡人は、鹿児島市昭和〇丁目〇〇番〇号にお住まいの〇〇さんと、志布志市有明町蓬原〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。 譲受人は、志布志市志布志町志布志〇丁目〇番〇号に事務所のある株式会社〇〇 代表取締役 〇〇さんです。 立会人は、行政書士の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。 総会資料は、42 ページから 44 ページになります。 場所は、志布志町町原にある九州自動車道高速乗場がある町原交差点を南に、うなぎの駅方面に 200m 進み左折し、80m 進んだ左手になります。 隣は、あゆみ保育園でした。 転用目的は、5 条申請の建売住宅、通路です。経緯は、申請地付近は、住宅需要が旺盛で、このたび、建売住宅 7 棟を建設し、販売したいと考えていることです。 排水は、立地条件として、最高 0.2m 盛土を行い、周囲については、コンクリートブロックを積み、土砂、雨水等が隣接地に流出しないよう設置し、

		隣接農地との間隔を確保し、被害の恐れがないようにするとのことです。 ちなみに、隣接の耕作者はなかったです。 被害防除計画書の契約書がついています。 申請地の農地区分は、街区の面積に占める宅地の割合が 40%を超えている 区域内にあるため、第 3 種農地の街区 4 割超宅地化農地に該当します。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見 の一致を見ました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議 ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		よって、日程第 7、議案第 52 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に ついては、転用を認めるよう県知事に進達することに決定いたしました。
		次に、日程第 8、議案第 53 号、非農地証明願の承認についてを議題とし ます。
		まずは、22 ページ、番号 14 番を審議いたします。現地を調査された平井 委員の報告をお願いいたします。
委員	平井	議案第 53 号、番号 14 番について報告いたします。 調査日は、8 月 6 日、調査員は、福留委員、嶽委員と私、平井です。 申請人は、志布志市志布志町志布志にお住まいの〇〇さんです。 立会人は、〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等につきましては、それぞれ議案 書及び総会資料のとおりです。 場所は、キッチンむらさ来の前の県道志布志福山線を岩川方面に、94m進 んだ左側に位置します。 立会人から聞き取ったことや周囲の状況などによると、昭和 59 年に申請 地を贈与により取得したが、昭和 48 年から住宅が建設されており、それ以 降、宅地として、一体的に利用されており、農地への復元も困難となつたも のです。 以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らし て、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致を見ました。 ご審議方、よろしくお願ひいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認す ることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号 15 番を審議いたします。現地を調査された圓福委員の報告を

委員　　圓福	<p>お願いいいたします。</p> <p>議案第 53 号、番号 15 番について報告いたします。</p> <p>調査日は、8 月 6 日、調査員につきましては、吉野委員、中之内委員と私、圓福と事務局より 1 名でした。</p> <p>申請人は、宮崎市月見ヶ丘にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>立会人は、〇〇さんの叔父であります伊崎田にお住まいの代理人の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりで、48 ページから 50 ページでございます。</p> <p>申請地の場所につきましては、水田が 1 筆、畠地が 2 筆でございまして、水田につきましては、有明町伊崎田の高下谷公園から市道山之口鍋 1 号線を北へ 400m 進んだ左に位置し、畠地については、高下谷公民館から市道市ヶ谷土江線を北へ 300m 進んだ右手山奥 40m に位置するところでございます。</p> <p>非農地になった経緯につきましては、水田におきましては平成 18 年の大雨による災害で、耕作ができない状態ということです。</p> <p>畠地につきましては、平成 2 年に相続以来、農道や農地が原野化して、農地への復元が困難になったものでございます。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致を見たところでございます。ご審議方、よろしくお願いいいたします。</p> <p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。</p> <p>(会場　なし)</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(会場　異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 8、議案第 53 号、非農地証明願の承認については、非農地と承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 9、議案第 54 号、農用地利用集積等促進計画(案)の承認についてを議題とします。</p> <p>はじめに、利用権の設定について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 54 号の農用地利用集積等促進計画(案)の利用権の設定分について、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書は、24 ページから 31 ページとなっております。</p> <p>まずは議案書 24 ページの総括表の利用権の設定分をご覧ください。今回の促進計画(案)は、始期が令和 7 年度の 11 月 1 日となるもので、鹿児島県地域振興公社が中間管理権を取得し、耕作者に配分する農地の面積は、田が 58,617 m<sup>2</sup>、畠が 243,327 m<sup>2</sup>、樹園地が 16,710 m<sup>2</sup>で、合計しますと 318,654 m<sup>2</sup>となっております。農地の地権者数は 73 名、耕作者となる配分予定者は 16 名です。</p> <p>借り手となる耕作者は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第</p>
議長　　萩迫	
会場　　委員	
議長　　萩迫	
会場　　委員	
議長　　萩迫	
事務局　河野	

		5項の要件である全部効率利用要件、農作業常時従事要件、農地所有適格法人要件等を満たす必要がありますが、いずれの借り手も農用地のすべてを効率的に利用し、かつ、必要な農作業に常時従事すると認められるため、特に問題はないと考えます。
議長	萩迫	以上で、議案第 54 号、農用地利用集積等促進計画（案）について説明を終わります。ご審議方、よろしくお願ひいたします。
会場		ただいま事務局から説明がありましたが、25 ページ、番号 1 番から番号 2 番につきましては、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、〇〇委員には、ここで退席をお願いいたします。
議長	萩迫	（〇〇委員 退席）
会場		それでは、番号 1 番から番号 2 番について、何かご意見ございませんか。
議長	萩迫	（会場 なし）
会場		ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
議長	萩迫	（会場 異議なし）
会場		異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。
議長	萩迫	（〇〇委員 入室）
会場		次に、番号 3 番から 30 ページ、番号 186 番までと、機構貸出分の番号 1 番から 31 ページ、番号 9 番と、24 ページの総括表につきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	（会場 なし）
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これで決定することに、ご異議ございませんか。
会場	委員	（会場 異議なし）
議長	萩迫	異議なしと認めます。
会場		よって、日程第 9、議案第 54 号、農用地利用集積等促進計画（案）の承認については、提案のとおり決定いたしました。
事務局	高野	次に、日程第 10、議案第 55 号、地域農業経営基盤強化促進計画変更（案）に係る意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	高野	議案第 55 号、地域農業経営基盤強化促進計画変更（案）に係る意見について、ご説明いたします。
		農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定に基づき、令和 7 年 3 月に市内 19 地区において地域計画が策定されたところであります。この地域計画は、同条第 5 項において、情勢の推移により必要が生じたときは、地域計画を変更するものとあり、同条第 6 項において、これを変更しようとするときは、あらかじめ、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等関係者の意見を聴かなければならぬとあるため、今回意見聴取を行うものであります。
		今回の変更内容といたしましては、議案書 33 ページのとおり、伊崎田地区の字奈良ヶ原の該当地番について農業用倉庫として利用したいため、該当地区から除外するものです。

		<p>地域計画の変更については、軽微な変更を除き、農業委員会等関係者からの意見聴取後、一定期間（2週間）の公告縦覧期間を経た後に、志布志市、農政畜産課において公表することになると思われます。また、今後、農業振興地域整備計画変更協議や農地法第4条、第5条申請も予想されるところです。ご審議方、よろしくお願ひいたします。</p> <p>ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、何かご意見ございませんか。</p> <p>（会場 なし）</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りします。これで決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>（会場 異議なし）</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第10、議案第55号、地域農業経営基盤強化促進計画変更（案）に係る意見については、農業委員会としては、特に異議なしの意見を付し、市長へ報告することに決定いたしました。</p> <p>以上で、全日程を終了いたしました。これで、本日の会議を終了いたします。ご苦労様でした。</p>
議長	萩迫	
会場	委員	
議長	萩迫	
会場	委員	
議長	萩迫	

上記会議の経過は、事務局長高野が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため署名する。

議長

委員

委員